



ESG/サステナビリティ関連法務ニュースレター

関連法務トピックス(2024年11月)

—EU 企業サステナビリティ報告指令(CSRD)の実施に関する FAQs—

November 2024

In brief

近時、日本を含む世界各国において、ESG/サステナビリティに関する議論が活発化する中、各国政府や関係諸機関において、ESG/サステナビリティに関連する法規制やソフト・ローの制定または制定の準備が急速に進められています。企業をはじめ様々なステークホルダーにおいてこのような法規制やソフト・ロー(さらにはソフト・ローに至らない議論の状況を含みます。)をタイムリーに把握し、理解しておくことは、サステナビリティ経営を実現するために必要不可欠であるといえます。当法人の ESG/サステナビリティ関連法務ニュースレターでは、このようなサステナビリティ経営の実現に資するべく、ESG/サステナビリティに関連する最新の法務上のトピックスをタイムリーに取り上げ、その内容の要点を簡潔に説明して参ります。

今回は EU 企業サステナビリティ報告指令(CSRD)の実施に関する FAQs についてご紹介します。

In detail

1. 概要

欧州では、2014年に導入されていた非財務情報開示指令(Non-Financial Reporting Directive、以下「NFRD」といいます。)を改正して、環境権、社会権、人権、ガバナンス要因などのサステナビリティ情報に関する定期的な報告を義務付ける企業サステナビリティ報告指令(Corporate Sustainability Reporting Directive、以下「CSRD」といいます。)が2023年1月5日に発効しました。2024年8月7日、欧州委員会は、CSRDの適用範囲、適用時期、免除などの事項を取り上げた「CSRDの実施に関する FAQs (frequently asked questions)」¹を公表しました。この FAQs は CSRD に関して企業に対してより明確で確実な情報を提供することにより企業の事務負担を軽減するために欧州委員会により作成されたものです。本ニュースレターでは CSRD の概要を振り返るとともに、CSRD の実施に関する FAQs の概要を紹介します。

2. CSRD 国内法化の状況

CSRD は EU 指令(Directives)という法形式であるため、CSRD の発効により企業のサステナビリティ情報の報告義務が発生するわけではなく、各 EU 加盟国が CSRD を国内法化することが必要となります。企業は、登記上の事業所がある EU 加盟国の国内法の適用を受けることになりますので、企業が CSRD の対応を検討する場合には、CSRD を国内法化した各国法令の詳細を確認することが必要となります。

しかし、CSRD の国内法化の期限は2024年7月6日(CSRD の発効から18か月以内)とされていたにもかかわらず、期限までに CSRD を国内法化した国は、フランスなど数カ国にとどまっており、CSRD の国内

¹ Frequently asked questions on the implementation of the EU corporate sustainability reporting rules (https://finance.ec.europa.eu/publications/frequently-asked-questions-implementation-eu-corporate-sustainability-reporting-rules_en)

法化の進捗は芳しくありません。そのため、2024年9月24日、欧州委員会は、EU指令の国内法化を行っていない17のEU加盟国に対し、完全かつ時宜を得たCSRDの国内法化を確保するための措置を講じるよう通知を发出了しました²。通知を受けた加盟国は今後2カ月以内に、CSRDの国内法化を完了させなければならないとされています。

したがって、今後CSRDの国内法化は進むものと考えられますので、今後順次制定される各国国内法において共通するCSRDの考え方を理解しておく必要があります。

3. CSRDの概要

CSRDの適用対象となる企業³は、欧州サステナビリティ報告基準(European Sustainability Reporting Standards、以下「ESRS」といいます。)⁴により具体化されるサステナビリティ事項の開示を行わなければなりません。CSRDの適用対象を定める閾値のうちEU域内企業に関する総資産残高及び総売上高を従来の数値から25%引き上げる委員会委任指令による改正後のCSRDの適用対象となる企業は以下のとおりです⁵。

CSRDに関して日本企業の対応が求められる場合としては、①日本企業のEU域内子会社が当該企業自体としてCSRDの適用対象となる場合(単独又はグループレベル)と②日本企業がEU域外企業としてCSRDの適用対象となる場合の2例が考えられます。

分類	適用対象となる企業
EU域内企業	<ul style="list-style-type: none"> ・ NFRD対象企業 従業員数500名以上の上場企業⁶及び銀行等
	<ul style="list-style-type: none"> ・ NFRD対象企業でない大企業及びlarge groupの親会社 大企業—以下のうち2つ以上の要件に2会計年度連続して該当する企業 (a) 総資産残高2,500万ユーロ超 (b) 純売上高5,000万ユーロ超 (c) 従業員数250名超 large group—連結ベースで、以下のうち2つ以上の要件に2会計年度連続して該当するグループ (a) 総資産残高2,500万ユーロ超 (b) 純売上高5000万ユーロ超 (c) 従業員数250名超
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 上場中小企業等(零細企業等を除く)
EU域外企業 (最終親会社のみ)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 以下の要件を満たす企業 (a) EU域内における純売上高が、直前の2会計年度連続して1億5,000万ユーロ超 (b) EU域内に以下の子会社又は支店を有する企業 (i) 子会社:大企業又は上場企業(零細企業を除く) (ii) 支店:純売上高が4,000万ユーロ超

² ベルギー、チェコ、ドイツ、エストニア、ギリシャ、スペイン、キプロス、ラトビア、ルクセンブルク、マルタ、オランダ、オーストリア、ポーランド、ポルトガル、ルーマニア、スロベニア、フィンランドの17カ国をいいます。
(https://ec.europa.eu/commission/presscorner/api/files/document/print/en/inf_24_4661/INF_24_4661_EN.pdf)

³ CSRDの概要、適用開始時期、報告対象となる内容等については、ESG/サステナビリティ関連法務ニュースレター(2023年2月)EU企業サステナビリティ報告指令(CSRD)の概要と日本企業への影響
(<https://www.pwc.com/jp/ja/knowledge/news/legal-news/legal-20230224.html>)をご参照ください。

⁴ ESRSの概要、実務上の留意点等については、ESG/サステナビリティ関連法務ニュースレター(2024年1月)欧州サステナビリティ報告基準(ESRS)(<https://www.pwc.com/jp/ja/knowledge/news/legal-news/legal-20240125-1.html>)をご参照ください。

⁵ COMMISSION DELEGATED DIRECTIVE (EU) 2023/2775 of 17 October 2023。EU加盟国は遅くとも2024年12月24日までに同指令を国内法化する措置をとることが求められています。

⁶ 1つ以上のEU規制市場に上場している企業をいいます(以下同じ)。

4. EU 域内企業の場合

(1) 適用範囲・適用時期

CSRD の適用開始日は、以下のとおり企業の規模ごとに定められています。例えば、適用開始日が 2025 年 1 月 1 日以後開始事業年度の場合には、事業年度終了後の 2026 年から前年度分のサステナビリティ情報を報告することになります。

企業の類型	適用開始日
NFRD 対象企業	2024 年 1 月 1 日以後開始事業年度 (2025 年公表)
NFRD 対象企業でない大企業及び large group の親会社	2025 年 1 月 1 日以後開始事業年度 (2026 年公表)
上場中小企業等(零細企業を除く) (中小企業は 2028 年度まで適用免除可能 ⁷⁾)	2026 年 1 月 1 日以後開始事業年度 (2027 年公表)

企業規模の分類は、企業の登記上の事務所(registered office)がある国のルールによることとされており、各加盟国の国内法令に定められています。(FAQs1⁸⁾)。したがって、CSRD の適用対象となるか否かの判断に当たっては、国内法を確認する必要があります。

上場していない中小企業は、当該企業自体でのサステナビリティ情報を報告する義務はありません。しかし、当該企業が large group の親会社である場合には、グループレベルでサステナビリティ情報を報告する必要があります。連結サステナビリティ情報の報告は、当該企業が large group の親会社に該当する限り、当該企業の規模に関係なく適用されることとされています(FAQs4)。

(2) 免除

① 連結サステナビリティ報告

親会社の連結サステナビリティ報告に子会社のサステナビリティ情報が含まれる場合には、子会社は自社のサステナビリティ報告を免除されることとされています⁹⁾。その際、子会社が公表するマネジメントレポートには親会社の連結マネジメントレポート又は連結サステナビリティ報告へのウェブリンクが含まれていなければならないとされています。子会社のマネジメントレポートの公表時点で連結マネジメントレポート又は連結サステナビリティ報告自体のウェブリンクがない場合には、当該免除を主張する子会社は、子会社のマネジメントレポートにおいて、関連する文書が将来入手可能となる一般的なウェブリンクを記載すれば足りることとされています。つまり、親会社の連結マネジメントレポート又は連結サステナビリティ報告へのウェブリンクを記載する方法による子会社自体のサステナビリティ報告の免除は、子会社が自社のマネジメントレポートを公表する際に親会社の連結マネジメントレポート又は連結サステナビリティが既に公表されていなくとも利用することができます(FAQs20)。

なお、自社のサステナビリティ報告を免除された子会社は自社のサステナビリティ報告又は連結サステナビリティ報告(子会社が large group の中間親会社である場合)を公表する義務を免除されている旨をマネジメントレポートに記載しなければなりません(FAQs22)。

⁷⁾ Article 19a(7) of the Directive 2013/34/EU(以下「Accounting Directive」といいます。)

⁸⁾ FAQs の番号は、FAQs 17 頁の Section III – FAQs on sustainability information to be reported under Articles 19a/29a of the Accounting Directive (individual and consolidated sustainability statement)から始まる 1)、2)、3)…の番号を指します。

⁹⁾ Article 19a(9)or 29a(8) of the Accounting Directive.

② 上場中小企業

上場中小企業(零細企業を除く。)は、2028年1月1日より前に開始された事業年度のサステナビリティ情報を報告する義務の適用を免除することができることとされています¹⁰。この免除を受ける中小企業は、サステナビリティ情報の報告を行わなかった理由をマネジメントレポートに簡潔に記載しなければならないこととされています(FAQs16)。

上場中小企業が自主的に連結サステナビリティ報告を作成し、公表している場合は、当該連結サステナビリティ報告がESRSに準拠して作成されている場合に限り、当該企業の自社レベルのサステナビリティ報告の作成及び公表が免除されるものとされています(FAQs18)。

(3) 言語

① サステナビリティ報告

CSRDの適用対象となる企業がマネジメントレポートに含まれるサステナビリティ報告を公表するために使用しなければならない言語は、会社法指令(Company Law Directive)第21条に従って採択された各加盟国の法律によって指定された言語でなければならないとされています。また、上場企業の場合には、マネジメントレポートに関して透明性指令(Transparency Directive)に従って各加盟国が定めた情報開示時に使用できる言語のルールにも従う必要があります(FAQs35)。

② 連結サステナビリティ報告による免除の場合

親会社の連結サステナビリティ報告に子会社のサステナビリティ情報が含まれる場合には、子会社は自社のサステナビリティ報告を免除されることとされていますが、各加盟国は、国内法により、親会社の連結マネジメントレポート又は連結サステナビリティ報告について、当該国が定める言語で公表されること及び当該言語への翻訳が提供されることを免除の要件とすることができることとされています(FAQs21)。

そのため、子会社が連結サステナビリティ報告により自社のサステナビリティ報告を免除されるためには、子会社が所在する国の国内法において、言語を限定していないかどうかを確認する必要があります。仮に英語以外の当該子会社が所在する国の言語に限定している場合には、親会社の連結サステナビリティ報告を翻訳する等の対応が必要となります。連結サステナビリティ報告による免除は、上記(2)①のとおりウェブリンクを記載することにより、開示の負担が軽減できるものですが、国内法において言語の限定がある場合には、その対応に時間を要することも考えられますので留意が必要です。

なお、親会社がEU域外に設立されている場合には、その連結サステナビリティ報告¹¹及び保証意見は、子会社を管轄する加盟国の法律に従って公表されなければなりません。加盟国が、親会社の連結マネジメントレポート又は連結サステナビリティ報告の翻訳を提供することを要求する場合、当該翻訳は、(翻訳者又は加盟国の翻訳証明担当当局などによる)認証を受けるか、又は認証を受けていないことを明記した声明を含む必要があるとされています(FAQs19)。

5. EU域外企業の場合

(1) 適用範囲・適用時期

EU域外企業の場合には、以下のとおり、CSRDの適用時期はEU域内企業と比べて遅くなっています。EU域外企業向けの開示基準は2024年6月までに策定される予定でしたが、2026年6月30日に延期されました。EU域外企業に対する2028年1月1日以後の適用開始に向け、今後規定の準備が順次進んでいくものと考えられます。

企業の類型	適用開始日
EU域外企業(最終親会社のみ)	2028年1月1日以後開始事業年度 (2029年公表)

¹⁰ Article 19a(7) of the Accounting Directive.

¹¹ Article 29a of the Accounting Directiveに基づくサステナビリティ報告をいいます。

① 適用対象となる EU 域外企業

CSRD の適用対象となる EU 域外企業は、最終親会社に限りませんが、一定の法的形態でなければならないという規制は存在しません(FAQs41)。したがって、(a)EU 域内における純売上高が直前の 2 会計年度で継続して 1 億 5,000 万ユーロ超であって、(b) (i)EU 域内の CSRD 適用対象の子会社を有している場合、又は(ii)かかる子会社がない場合であっても純売上高が 4,000 万ユーロ超の支店がある場合には、第三国の最終親会社のグループレベルでサステナビリティ報告をする必要があります。

② サステナビリティ報告の準備をする主体

EU 域外企業が CSRD の適用対象となる場合には、EU 域内の子会社又は支店は、その EU 域外の親会社に代わって、サステナビリティ報告を公表し、アクセス可能にする必要があります。しかし、サステナビリティ報告の作成義務が EU 域内の子会社又は支店に対して明示的に課されているわけではありません。そのため、EU 域外の親会社がサステナビリティ報告を作成するか、それとも EU 域内の子会社又は支店がその EU 域外の親会社のために報告を作成するかは当該企業の選択に委ねられることとなります。いずれかの方法でサステナビリティ報告を作成した上で、ウェブサイト上で公表する等の方法により、EU 域内の子会社又は支店がサステナビリティ報告を公表及びアクセス可能にすることとなります(FAQs42)。

③ 複数子会社等がある場合

CSRD は、各加盟国の 1 つの子会社又は支店が少なくとも 1 つの持続可能性報告書を開示することを要求しています。しかし、EU 域内に同じ EU 域外企業の子会社・支店がある場合における重複したサステナビリティ報告を回避するために、各加盟国は、その領域内に所在・設立されている EU 域外企業の子会社・支店が開示したサステナビリティ報告へのリンクを提供することにより、サステナビリティ報告の義務を順守することを認めることができるとされています(FAQs43)。

(2) 免除

EU 域内企業のサステナビリティ報告¹²と EU 域外企業のサステナビリティ報告¹³は、その報告の内容が異なっており、別々の制度として運用されています。したがって EU 域外の親会社のグループレベルでサステナビリティ報告を開示していたとしても、EU 域内の子会社が当該企業及びその子会社が EU 域内企業としてのサステナビリティ報告義務を免除されるわけではありません。もっとも、EU 域外の親会社は、EU 域内の子会社又は支店に EU 域外企業のグループレベルでのサステナビリティ報告を公表させる(Article 40a of the Accounting Directive)代わりに、連結サステナビリティ報告(ESRS に従って作成されたもの又はこれらのサステナビリティ報告基準と同等の方法で作成されたもの)を公表すること(Article 29a of the Accounting Directive)を選択することができます。この場合には、EU 域内の子会社は、ウェブリンクの記載など定められた免除要件¹⁴を満たしていれば、EU 域外企業のグループレベルでのサステナビリティ報告が免除されることとなります(FAQs48)。

(3) 言語

EU 域外の CSRD の適用対象となる企業がサステナビリティ報告を公表するために使用しなければならない言語は、会社法指令第 21 条に従って各加盟国の法律において定められています(FAQs49)。

¹² Article 19 and/or 29a of the Accounting Directive に基づくサステナビリティ報告をいいます。

¹³ Article 40a of the Accounting Directive に基づくサステナビリティ報告をいいます。

¹⁴ Article 19 and/or 29a of the Accounting Directive.

6. 日本企業に求められる対応

日本企業としては、まず自社グループの EU 域内の子会社が CSRD の適用対象となるか否か及び適用開始時期を確認することが必要となります。CSRD はその条文のみでは不明な点も多くありますが、この FAQs は CSRD の適用範囲、適用時期、免除など様々な項目ごとに解説されていますので、CSRD の考え方を理解する一助となるといえます。

EU 域内の企業については、NFRD 対象でない大企業及び large group の親会社については 2025 年 1 月 1 日以後開始事業年度からサステナビリティ報告が義務付けられており、CSRD の適用開始日が迫っています。CSRD は国内法化が必要な指令であり、特に、サステナビリティ報告の言語要件など、各加盟国の国内法に委ねられている部分があります。そのため、CSRD の対応を行うためには、自社グループの EU 域内の子会社が所在する各国の国内法の理解が不可欠になってきます。

加盟国の国内法において、サステナビリティ報告を特定の言語で作成すること又は特定の言語の翻訳が不可欠とされている場合には、その準備が必要となり、その対応に時間を要することも考えられます。また、CSRD では連結サステナビリティ報告など、グループレベルで様々な免除規定を利用することもできます。したがって、CSRD の国内法化が完了した国について国内法のルールを理解し、CSRD の報告をどのような社内体制で行うのかについてグループ内での検討が必要となってきます。

さらに、2028 年 1 月 1 日以降開始事業年度に向けて、日本企業が EU 域外企業として CSRD の適用対象となるかどうかを確認することも必要となります。EU 域外向けの ESRS の制定が延期されているところであり、今後のルール整備の状況に注視が必要です。

Let's talk

SDGs や ESG に関する取り組みが世界的に広がっています。PwC 弁護士法人は、企業及び社会が抱える ESG に関する重要な課題を解決し、持続的な成長・発展につながるサステナビリティ経営の実現を目指すためのさまざまなアジェンダについて、PwC Japan グループやグローバルネットワークと密接に連携しながら、特に法的な観点から戦略的な助言を提供するとともに、その実行や事後対応をサポートします。

PwC 弁護士法人の主な支援業務は、①ビジネスと人権への取り組みに関する法的支援、②サステナビリティ経営を実現するためのビジネスモデルの再構築、③サステナビリティ経営のためのコンプライアンス体制の設計・運用、④サステナブルファイナンスに関する法的支援、⑤その他 ESG 関連の法的助言/争訟の支援ですが、これらに限らず、企業や社会のニーズに応じた効果的・効率的な法務サービスを提供します。

PwC Japan グループは、サステナビリティに関連した戦略から新規ビジネス創出、オペレーション、トランスフォーメーション、リスク対応、開示・エンゲージメントといった幅広い経営アジェンダを包括的に支援しています (<https://www.pwc.com/jp/ja/services/assurance/sustainability.html>)。

より詳しい情報、又は個別案件への取り組みにつきましては、当法人の貴社担当者もしくは下記までお問い合わせください。

PwC 弁護士法人 第一東京弁護士会所属

〒100-0004 東京都千代田区大手町 1-1-1 大手町パークビルディング

電話 : 03-6212-8001

Email: jp_tax_legal-mbx@pwc.com

www.pwc.com/jp/legal

- PwC ネットワークは、世界 100 カ国以上の拠点に約 4,000 名以上の弁護士を擁しており、幅広いリーガルサービスを提供しています。PwC 弁護士法人も、グローバルネットワークを有効に活用した法務サービスを提供し、PwC Japan グループ全体のクライアントのニーズに応じていきます。
- PwC Japan グループは、PwC ネットワークの各法人が提供するコンサルティング、会計監査、及び税務などの業務とともに、PwC 弁護士法人から法務サービスを企業のみなさまに提供します。

ESG/サステナビリティ関連法務チーム

パートナー 弁護士・公認会計士 北村 導人 michito.kitamura@pwc.com	パートナー 弁護士・ニューヨーク州弁護士 山田 裕貴 hiroki.yamada@pwc.com	パートナー 弁護士 小林 裕輔 yusuke.y.kobayashi@pwc.com
弁護士 日比 慎 makoto.hibi@pwc.com	弁護士 蓮輪 真紀子 makiko.hasuwa@pwc.com	弁護士 阪本 凌 ryo.r.sakamoto@pwc.com
弁護士 久保田 有紀 yuki.y.kubota@pwc.com	弁護士 湯澤 夏海 natsumi.n.yuzawa@pwc.com	弁護士 小善 有真 yuma.shozen@pwc.com

本書は法的助言を目的とするものではなく、プロフェッショナルによるコンサルティングの代替となるものではありません。個別の案件については各案件の状況に応じて弁護士の助言を求めて頂く必要があります。また、本書における意見に亘る部分は筆者らの個人的見解であり、当弁護士法人の見解ではありません。

© 2024 PwC Legal Japan. All rights reserved.

PwC refers to the PwC network member firms and/or their specified subsidiaries in Japan, and may sometimes refer to the PwC network. Each of such firms and subsidiaries is a separate legal entity. Please see www.pwc.com/structure for further details.